

電気・ガス供給業に対する 法人事業税の課税方式の見直しについて

2019年12月26日

資源エネルギー庁

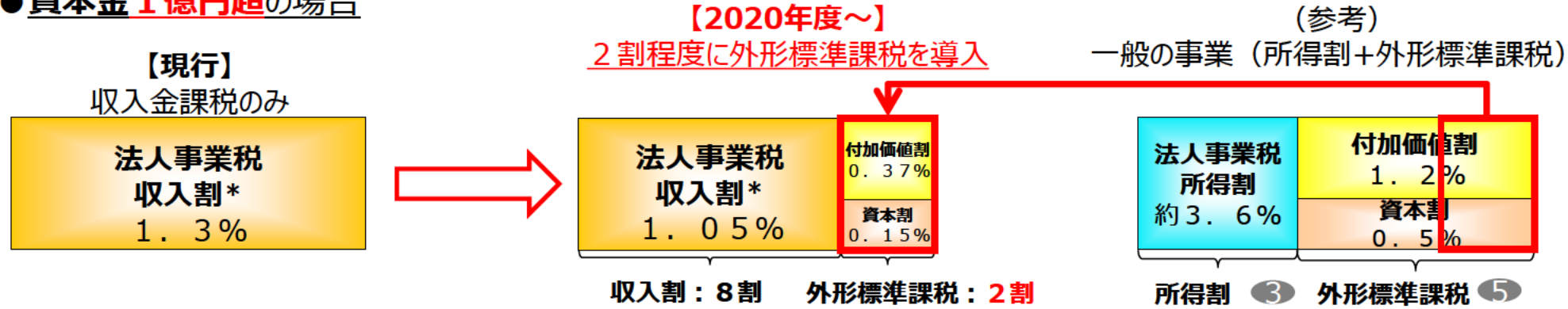
令和 2 年度税制改正

- 令和元年12月12日に、令和 2 年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。電気・ガス供給業に対する法人事業税に係る記載の内容は以下のとおり。
 - ✓ 電気供給業については、令和 2 年度税制改正において、発電・小売事業のうち 2 割程度に、資本金 1 億円超の場合には外形標準課税、資本金 1 億円以下の場合には所得課税を組み入れる。
 - ✓ 総務省が定める「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化。
 - ✓ 将来的な発電・小売全体の見直しの実現に向けて、「その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」と継続して検討する旨を明記。
 - ✓ ガス供給業については、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人に対する課税の枠組みを見直すこと」について、引き続き検討する旨を明記。

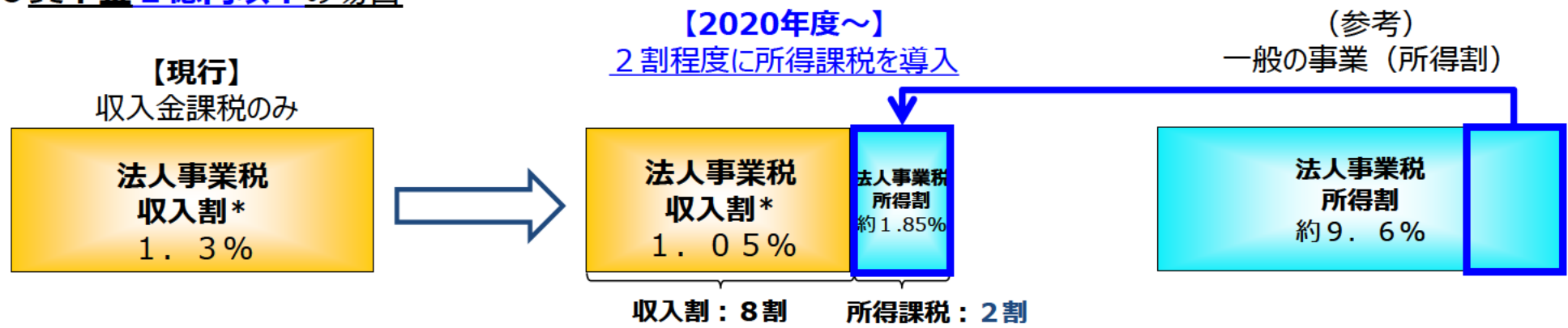
(参考 1) 電気供給業における法人事業税の見直し概要

- 令和 2 年度税制改正において、発電・小売事業のうち2 割程度に、資本金 1 億円超の場合には外形標準課税、資本金 1 億円以下の場合には所得課税を組み入れる。

● 資本金 1 億円超の場合



● 資本金 1 億円以下の場合

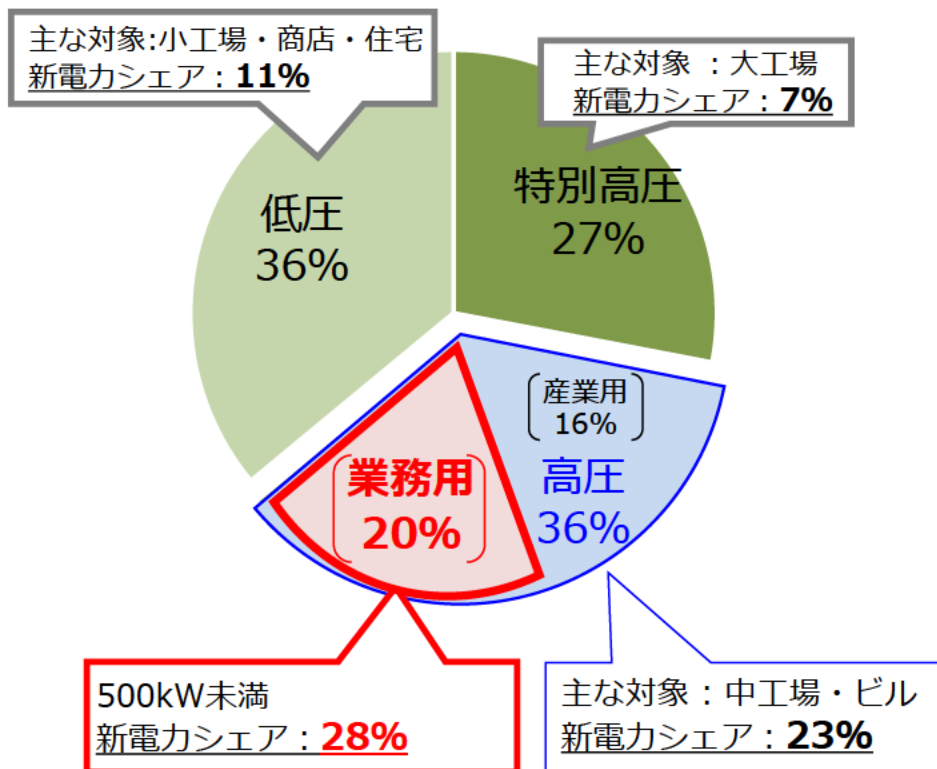


* 特別法人事業税を含む

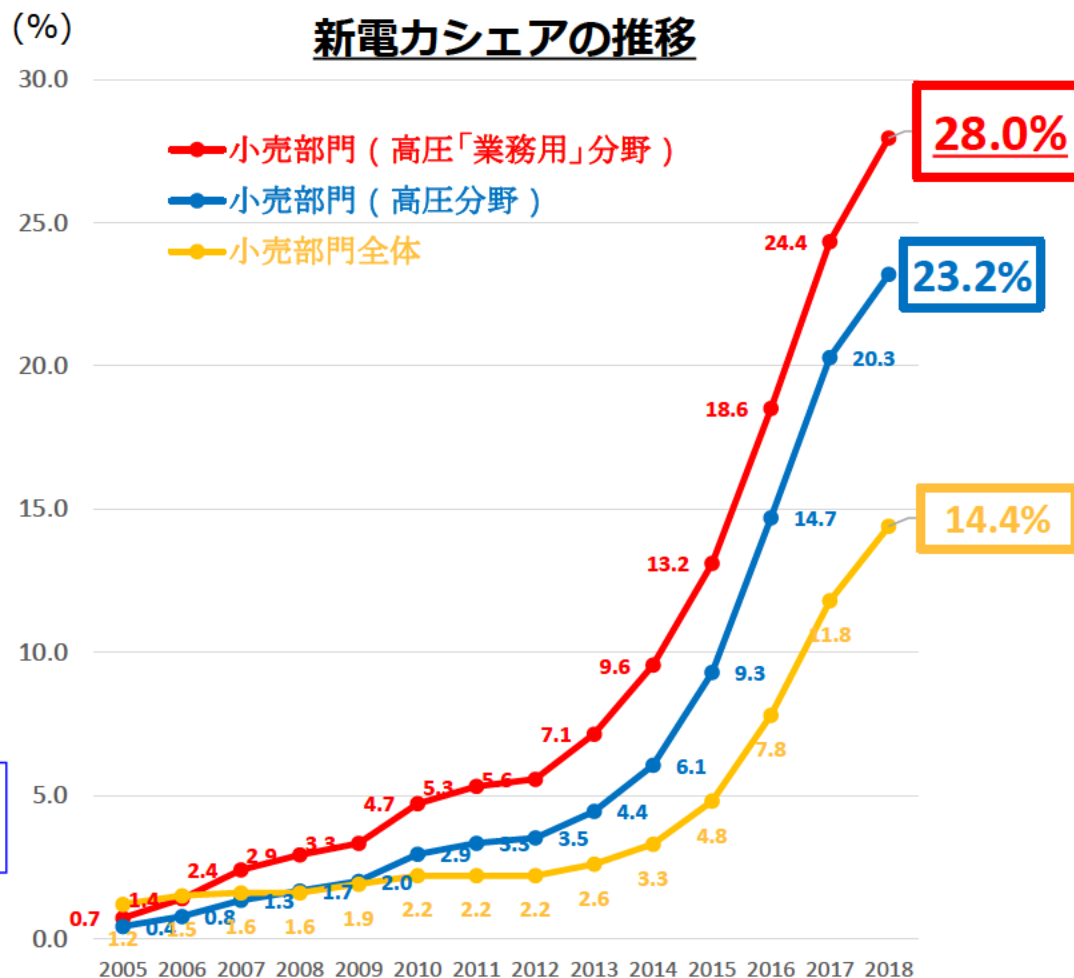
(参考2) 電気供給業において特に競争が進展している分野：2割

- 競争が進展（新電力シェア23%）している**高圧分野**の全販売電力量（KWh）に占める割合：**36%**
⇒ 中でもとりわけ競争が進展（新電力シェア28%）している**業務用**の割合：**20%**

発電・小売部門の中で見直す範囲



新電力シェアの推移



（参考３）「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」の見直しについて

- 総務省が定める「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」により、電気・ガス供給業が従たる事業であり、その売上額が主たる事業の売上額の１割程度以下等の条件に該当する場合には、一般の事業と同様の課税方式によって課税されることとなっている。
- 令和２年度税制改正大綱において、「収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する」と明記されており、今後、総務省において検討される見通し。

事業形態による課税方式の違い

Ⅰ）電気・ガス供給業が主たる事業の場合

（対象事業者）

電気：大手電力、電気専業等の多くの新電力

ガス：経過措置対象事業者、ガス製造事業者

電気・ガス供給業

→税額を収入割にて計算

Ⅱ）電気・ガス供給業が従たる事業の場合

（対象事業者）

他業種から参入した新規参入者の一部

本業

電気・ガス
供給業

→税額を一般の事業と同様の課税方式にて計算

（参考 4）令和 2 年度与党税制改正大綱（基本的方針）

電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する法人事業税の課税方式の見直しを行う。

また、電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。

(参考5) 令和2年度与党税制改正大綱 (改正の内容①)

(1)電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率を次のとおりとする。

① 資本金1億円超の普通法人

収入割	0.75%
付加価値割	0.37%
資本割	0.15%

② 資本金1億円以下の普通法人等

収入割	0.75%
所得割	1.85%

(2)収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とする。

(3)その他所要の措置を講ずる。

(注1)上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(注2)「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知)において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

(参考6)「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」
(平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知)

4の9の9 一般に所得等課税と収入金額課税との両部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきものであるが、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものは、これに該当するものとみなして差し支えないものであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

(参考 7) 令和 2 年度与党税制改正大綱 (改正の内容②)

- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、(略)水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、(略)電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外する。
- 一般送配電事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置は、令和2年3月31日をもって廃止する。

(参考8)「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ」

(平成29年2月 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会)

3. 5. 税制面の課題について(法人事業税)

(1) 経緯・課題

都道府県税の一つである法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスに係る経費負担を、当該都道府県で事業を営む法人に対して求めるものである(いわゆる応益課税)。

法人事業税の課税額の算定に当たっては、所得等を課税標準として課税額を算定する方式が原則的な取扱いであるが、電気供給業については、1949年度から収入金額を課税標準として課税額を算定している(いわゆる収入金課税)。これは、電気供給業については、①総括原価方式による料金規制により所得が小さく抑えられていたために、所得に課税してもその事業規模に比して税収が小さくなること(所得の過小性)、②旧一般電気事業者がその供給区域において独占的に電気供給を行っていたため、課税分を確実に需要家に転嫁することができたこと(課税分の回収確実性)等、一般の競争環境下にある事業とは異なる事業環境にあったために措置されたものである。

一方で、2016年4月の小売全面自由化に伴い、一般送配電事業を除き、地域独占並びに総括原価方式に基づく規制料金は原則として撤廃され、電気供給業についても他の一般の事業と同様の競争環境に移行した。これにより、電気供給業において、コスト削減等の企業努力を通じて所得を最大化することが可能となり、また地域独占が制度上撤廃された中であって他の一般の事業と同様に価格の低廉性を争う競争環境下におかれることから、収入金課税の前提であった所得の過小性及び課税分の回収確実性といった特徴が失われることとなる。

他方、電気供給業に係る法人事業税の課税方式については引き続き収入金課税方式が存置されており、他の事業と比較して不公平な取扱いとなっている。また、収入金課税の下では、電力市場に新たに参入する事業者にとっては、事業の立ち上げ時期における税負担が過重となることから、新規参入の障壁となるおそれがある。

(2) 基本的な考え方

以上の状況を踏まえ、電力システム改革を貫徹するに当たっては、他の事業との課税面でのイコールフットINGを確保し、新規事業者の電力市場への参入を促して更なる競争の活発化を実現することも必要である。そのためにも、現行の課税方式を将来的には実際の競争状況等を勘案した課税方式に変更することが必要である。

(参考 9) 令和 2 年度与党税制改正大綱

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され 2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。